

< JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

共 納入現場で組立てられた鉦工業品に対して当該現場において JIS マーク等の表示を行うことの是非について

2008 年 1 月 10 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

複数部品を組立てて完成品となる鉦工業品について、部品を JIS 認証取得範囲に含まれる別工場又は別倉庫から別々に出荷し、納入現場で組立てた後当該現場で JIS マーク等を表示することは可能か。

解 釈

JIS マーク等の表示は、基本的に工場出荷時の品質保証である。したがって、部品がバラバラで現場に納入され、現場で組立てられた完成品に現場で JIS マーク等を表示することは認められない。

構成部品は一体(一緒に梱包された状態を含む)で、かつ JIS マーク等が表示された状態で出荷されなければならない。ただし、表示を付された主部品と別工場から出荷された特定部品が納入現場で組立てられ完成品となることはありえる。

以 上